

お得で便利 あなたの悩みのパートナーに！

私たちは、新社会福祉法人会計の実務をご支援します！

平戸市社会福祉協議会では、福岡市内の社会福祉法人様約 40 件(事業所全体では 90 件)の月次監査業務、決算業務を担当されておられます「岡税務労務会計事務所(福岡市)」様と協働で「新社会福祉法人会計」(平成 27 年 4 月)への全面移行を踏まえ、社会福祉法人様の会計のお手伝いを行います。

この度のご提案の内容は、次のとおりです。

- ①新社会福祉法人会計移行後の的確な会計処理をめざすため
- ②介護報酬の減額等収入の伸びが鈍化する中、専門家への助言・指導の契約料を安価にするため
- ③多くの社会福祉法人様の参画により、多くの事例から参考となる意見交換ができる「場」づくりのため
- ④社会福祉法人として避けて通れない「監査」に的確に対応するため
- ⑤社会福祉法人の的確な情報開示に対応するため

より具体的な支援の方法については、次のとおりです。

年 4 回の相談会の開催

6 月・9 月・12 月・2 月の年 4 回ご契約いただいた社会福祉法人様を対象とした、相談会を開催いたします。場所は、平戸市社会福祉協議会(本所)を予定いたしております。ご契約者様が、広範囲また多数の場合は、場所の設定など改めて検討させていただきます。

内容は、岡税務労務会計事務所のスタッフによる相談・助言を行います。事前に相談をいただきますと、よりスムーズに助言・指導がいただけます。

時間は、午後から 3 時間程度を予定いたしております。ご契約いただく社会福祉法人様の数にもよりますが、1 法人様の相談・助言を行う時間を可能な限り多くの時間になるように予定いたしております。

相談される内容は、各社会福祉法人様による異なると思いますが、具体的には次のとおりです。

(例)

- ①法律上は別の施設として位置づけられているが、法人としては一体として運営している場合の運営費等の計上の仕方について
- ②監査の指摘を受けた場合の対処方法について
- ③前回の監査指摘の改善事項の実施状況 等

※その他、各社会福祉法人様の日頃のお悩みに対応してまいります。

FAX・メール等による情報の提供について

毎月1回、ご契約をいただいた社会福祉法人様より、会計に関する質問を受け付け、専門家より回答をいただき、FAX・メールなどにより回答を行います。

ご契約いただいた社会福祉法人様のご理解が得られれば、法人名については公表を行わず、ご契約いただいた社会福祉法人様にフィードバックすることにより、情報の共有を図り適正な会計事務のためのご参考になるかと思えます。

実施方法は、次のように想定しています。

社会福祉法人様より平戸市社会福祉協議会が質問を受け付けます。(毎月1日～10日まで)(質問方法は、メールを基本とさせていただきます場合にはFAXも活用いたします。)



平戸市社会福祉協議会は、専門家(税理士事務所)に各社会福祉法人様の質問をまとめて送付します。(10日～15日ぐらいまで)



専門家(税理士事務所)は、質問内容を確認のうえ、平戸市社会福祉協議会に回答書を提出。(16日～25日ぐらいまで)



平戸市社会福祉協議会は、各社会福祉法人様に質問並びにご回答を送付いたします。(25日～月末まで)

※ご相談内容によって、緊急性が高いと判断される場合等は、早急に対応する場合があります。

ご契約方法

ご契約は、各社会福祉法人様と平戸市社会福祉協議会が契約を結びます。

助言・指導機関

岡税務労務会計事務所(福岡市早良区)

岡税務労務会計事務所様では、福岡市内の社会福祉法人様約40件(事業所全体では90件)の月次監査業務、決算業務を担当されています。多くの事例や行政監査の指摘内容等の対応についても助言・指導を行っています。

契約金額

月額 10,800円(税込) 年額 129,600円(税込)(お支払いは、半年毎のお支払いを予定いたしております。)

契約期間

契約期間は、平成 27 年 4 月 1 日より平成 28 年 3 月 31 日までとし、その後契約に疑義が生じない場合は、自動更新するものといたします。

年度途中でのご契約は、契約月より当該の年度末までとし、その後は自動更新するものといたします。

契約は、毎月可能です。契約基準日は、毎月 1 日を基準日といたします。その場合は、ご契約日より当該年度末までを契約期間といたし、その後は契約に疑義が生じない場合は、自動更新とさせていただきます。

また、契約の解除につきましては、毎月可能です。ただし、毎月 1 日を基準とさせていただきますので、月の途中での契約解除につきましては、契約解除の月の契約料までのお支払いをお願いいたします。(半期ごとの契約料のお支払いを予定させていただいております。契約料お支払い後の契約解除については、後日契約残額のお支払いをさせていただきます。)

お申込み及びお問い合わせ

ご契約を希望される社会福祉法人様は、別紙「申込書」に必要事項をご記入の上、郵送または本会までご持参で次までお申込み下さい。(お問い合わせも同様です。)

〒859-5121

長崎県平戸市岩の上町 1466 番地

社会福祉法人平戸市社会福祉協議会 宛

TEL 0950-22-2180 FAX 0950-22-3175 E-mail hirado@sha-kyo.net

申込書が到着後、本会より契約書を送付させていただきます。契約書は、2 部作成し、1 部を本会が、もう 1 部を契約いただく社会福祉法人様が保有いたします。

Q&A

Q. 介護事業を行っています。特別養護老人ホームと短期入所、通所介護事業も行っていきます。契約は、別々に行わないといけませんか。また、契約金額は、別途必要でしょうか。

A. 社会福祉法人内で、介護事業を複数行っている法人様については、法人として一括してのご契約を行っていただければ大丈夫です。

Q. 社会福祉法人で保育園と老人ホームの事業を行っています。保育園と老人ホームで別々に契約を行わないといけませんか。

A. 契約は、社会福祉法人と平戸市社会福祉協議会で行います。法人内で会計を一本で処理をされている場合は、別々の契約は不要です。ただし、会計を別に行っている場合は、別途契約が必要となります。

Q. 消費税等についての相談も行うことは可能ですか。

A. 可能です。相談会等の折にご相談下さい。

Q. FAX・メールのみの契約が可能ですか。その場合は、契約金額が下がりますか。

A. 今回のご提案では、FAX・メールのみの契約は想定いたしておりません。相談会並びにFAX・メールを含めたご契約となりますので、契約金額の変更も想定いたしておりません。

Q. 会計事務所と直接社会福祉法人が契約を結んでも構いませんか。

A. 構いません。ただし、契約に関する内容は、社会福祉法人様が直接会計事務所と行っていただくこととなります。社会福祉法人様が個別にご契約の場合の顧問契約金額については、会計事務所様とご協議をお願いいたします。通常は、概ね年額 840,000 円（税別）程度が、ご契約の金額となっています。（契約内容等により契約金額は異なります。）